

令和4年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 令和4年3月18日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 磯目泰彦 | 6番 松村 亮 | 9番 鈴木吉信 |
| 2番 新井田順一 | 7番 田崎信二 | 10番 齋藤正志 |
| 3番 伊藤 純 | 8番 荒明正一 | 11番 伊藤昭一 |
| 5番 岩淵清幸 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

| | |
|-------------|--------------|
| 町 長 小林 功 | みらい創生課長 天野美穂 |
| 副町長 矢部良一 | 保育所長 佐藤清子 |
| 総務課長 菊地淳一 | 教育長 神田順一 |
| 町民課長 杉原 満 | 教育課長 金子佳弘 |
| 地域振興課長 鈴木秀文 | 公民館長 田崎 治 |
| 建設課長 横井伸也 | |

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主 査 木須良行

5. 会議事件は次のとおりである。

| | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告 |
| 日程第2 | 報告第1号 | 予算特別委員会付託案件審査結果報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号令和3年度一般会計補正予算） |
| 日程第4 | 議案第2号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 5 議案第 3 号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 8 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 15 議案第 13 号 柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 16 議案第 14 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 3 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 3 年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 27 議案第 36 号 権利の放棄について

追加日程第1 議案第37号 工事請負契約の変更について

追加日程第2 議員提出議案第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書」の提出を求める陳情書

追加日程第3 議員提出議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）
執行部、出納室長の欠席届がありますので、これを許します。
本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。
これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和4年第1回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第1号について、令和4年3月17日に町民課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書」の提出を求める陳情書は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和4年3月18日

柳津町議会総務文教常任委員会
委員長 田崎信二

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田崎信二君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

令和4年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について3月14日、15日、16日の3日間、執行部より各主管課長等・係長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第25号、令和4年度柳津町一般会計予算、

議案第26号、令和4年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第27号、令和4年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第28号、令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第29号、令和4年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第30号、令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第31号、令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第32号、令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第33号、令和4年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第34号、令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第35号、令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり

可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

令和4年3月18日

柳津町議会予算特別委員会

委員長 田 崎 信 二

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号「令和4年度柳津町一般会計予算」、議案第26号「令和4年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第27号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第28号「令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第29号「令和4年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第30号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第31号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第32号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第33号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第34号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第35号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」は、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

皆さん、おはようございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて、補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第1号令和3年度柳津町一般会計補正予算につきまして、補足してご説明いたします。

第1条では、歳入歳出それぞれ7,862万3,000円を追加しまして、それぞれ42億5,071万8,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金で7,862万3,000円を補正するものでございます。

まず、子育て特別給付金事業補助金で2,072万3,000円でございます。こちらにつきましては、18歳以下の子供のいる世帯に10万円の給付を行う事業に対する補助金であります。今回の専決につきましては、12月補正予算で10万円のうち5万円分については補正をしておりますので、残り5万円分について専決をさせていただいたものでございます。

次に、社会福祉費補助金で5,790万円でございます。こちらにつきましては、住民税非課税世帯や家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を支給する事業に対する補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で5,790万円の補正でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げたように、住民税均等割の非課税世帯、それから、家計急変世帯に

対しまして世帯当たり10万円を支給する事業に対する事務費と給付金の予算となっております。なお、扶助費で給付金の分ではありますが、550世帯を見込んでいるところでございます。

次に、児童福祉費でございますが、2,072万3,000円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、国の経済対策の1つとしまして18歳以下の子育て世帯に対して子供1人当たり10万円を支給する事業に対する経費でありまして、12月の補正予算で半分の5万円に係る事業費を計上しておりますので、今回は残り5万円分の事業に対する補正を専決させていただいたものでございます。なお、対象者については、410名を見込んでいるところでございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を

説明いたします。

本案は、育児介護休業法の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改めるものであります。

なお、今回の改正につきましては、福島県の条例改正に準じまして育児休業の取得しやすい勤務環境を整備するため改正するものであります。

本則に次の2条を加えるものであります。

まず、第18条につきましては、職員より妊娠や出産等の申出があった場合、育児休業の制度説明や取得意向の確認をするための面談等について規定したものでございます。

第2項では、第1項の申出によって不利益な取扱いをしてはならないことを定めたものであります。

次に、第19条では、育児休業の承認請求が円滑に行われるように、研修や相談体制の整備等の措置を講じることを定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、議員に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第3号柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改めるとありますのは、期末手当

の率の改正でありまして、福島県人事委員会勧告に基づきまして改正するものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

第2条では、令和4年6月に支給する期末手当について、特例措置を実施するものであります。これにつきましては、県が人事委員会勧告に基づきまして令和3年12月の期末手当で支給率を減じておりますが、当町においては国に準拠し改正をしなかったことから、今回、改正し、令和4年6月の期末手当でその分を調整するものでございます。したがって、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、この規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に162.5分の10を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、特別職の職員として新たにみらい農業会議会長及び同委員並びに最高デジタル責任者を追加することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

15ページをお開き願いたいと思います。

本条例の改正につきましては、町における農業に関しまして持続可能な農業を目指し、地域農業の振興に寄与することを目的とした柳津町みらい農業会議を設置することに伴い、別表第1の区分欄に「みらい農業会議会長」及び「同委員」を加え、報酬の額の欄に日額としまして「7,500円」及び「7,000円」を加えるものであります。

また、町のデジタル施策及びデジタル技術を活用した業務改革を総合的かつ効果的に推進するため、柳津町最高デジタル責任者を設置することに伴いまして、別表第1の区分欄に「最高デジタル責任者」を加え、報酬の額の欄に日額としまして「予算の範囲内で町長の定める額」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第5号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、町長等に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものがあります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第5号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改めるとありますのは、期末手当の率の改正でありまして、福島県人事委員会勧告に基づきまして改正するものであります。

次に、附則の第1条では施行期日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

第2条では、令和4年6月に支給する期末手当につきまして特例措置を実施するものでございます。これにつきましては、県が人事委員会勧告に基づきまして令和3年12月の期末手当で支給率を減じておりますが、当町においては国に準拠し改正をしなかったことから、今回、改正し、令和4年6月の期末手当でその分を調整するものであります。したがって、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、この規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に162.5分の10を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明い

たします。

本案は、国家公務員及び福島県職員の給与改定等を踏まえ、職員に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

第12条第2項第2号中「5万7,800円」を「6万700円」に改めるとありますのは、職員の通勤手当の限度額を福島県の条例改正に合わせまして改正するものであります。

次に、第21条第2項中「100分の125」を「100分の117.5」に改めるとありますのは、職員の期末手当の率の改正であります。同条3項中「100分の125」を「100分の117.5」に「100分の67.5」を「100分の65」に改めるとありますのは、再任用職員の期末手当の率を改めるものでありまして、いずれも福島県人事委員会勧告に基づきまして改正するものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

第2条では、令和4年6月に支給する期末手当につきまして特例措置を実施するものであります。これにつきましては、県が人事委員会勧告に基づきまして令和3年12月の期末手当で支給率を減じておりますが、当町においては国に準拠し改正をしなかったことから、今回、改正し、令和4年6月の期末手当でその分を調整するものであります。したがって、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、この規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、職員にあっては125分の15を、再任用職員にあっては67.5分の5を乗じて得た額を減じた額を支給するものであります。

第3条では、附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、町長が規則で定めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第9、議案第7号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき条例を定めるに当たって、従うべき基準等を定める内閣府令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（登壇）

おはようございます。

議案第7号柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

21ページをお開きください。

柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正と子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、改正するものであります。

第2条第15号、第3条第2項、第5条第2項から第6項、第7条第2項、第8条につきましては、法改正により条項を改め文言を改正するものです。

第13条第1項、第14条第1項、第20条第7号、第27条第3項につきましては、法改正により文言を改め、追加、削除する内容であり、第28条は次の1項を加えるということで、2項「特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない」という内容になっております。

第36条第3項から22ページ、第38条第1項につきましては、法改正に伴います文言等の改正及び追加、削除を行うものです。

第42条第1項第3号につきましては、法改正により文言を改めるとともに、同項に次の各号を加えるということで、ゼロ歳児から2歳児までの保育の提供終了後に引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、受入先確保のための連携施設の確保を不要とする内容でございます。

1号「町長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。」

2号「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著

しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。」となります。

第42号第5項、第43条第1項、第46条第1号、第50条、23ページをご覧ください。第51条第2項、第52条第2項につきましても、法改正に合わせてそれぞれに文言等を改正、削除、追加するものであります。

23ページの中段をご覧ください。

「本則に次の1章を加える。第4章雑則（電磁的記録等）」

第53条の改正内容につきましては、23ページから25ページまで保育所等の事業者の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものです。

また、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、保護者等への説明等のうち書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて及び利用者への同意の取得について、電磁的方法によることもできる旨の規定をするものです。

25ページ、中段をご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第10、議案第8号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、児童福祉法に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

議案第8号柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

27ページをお開きください。

柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

第6条本文中の改正につきましては、文言等の改正、文言の追加をするとともに、第6条の次に次の4項を加えるということで、第6条第2項から第3項につきましては、代替保育の提供について、保育所等以外の保育を提供する事業者と連携施設として確保できるよう追加するものであります。

第6条第4項から第5項につきましては、28ページにかけてとなりますが、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする場合を規定すること、また、卒園後の受皿の設定について、企業主導型保育事業、または、地方自治体が運営支援等を行っている認可外保育

施設から確保できるようにするため改正するものであります。

次に、28ページをご覧ください。中段になります。

第16条第2項に次の1号を加えるということで、家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入について、連携施設同一、または、関連法人が運営する事業所等及び共同調理場等以外の一定の条件を満たす事業者からの搬入を可能とするため、第4号を加えるものであります。

次に、第23条第2項につきましては、文言等を改めるとともに準用する条項について改正するものであります。

次に、第28条第7号イの表中につきましては、文言等を改正するとともに条ずれによる参照条文を改正するものであります。

29ページをご覧ください。

第29条第3項及び第31条第3項につきましては、みなし保育士に准看護師を追加するため改正するものであります。

次に、第37条第4号につきましては、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するための改正であります。

次に、第43条第8号イの表中につきましては、文言等を改正するとともに、条ずれによる参照条文を改正するものでございます。

次に、第44条第3項につきましては、みなし保育士に准看護師を追加するため改正するものであります。

次に、第45条第1項につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において、第6条に項が追加されたために第6条第1号の前に第1項を追加したことによる参照条文を改正するものでございます。

第45条第2項につきましては、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には連携施設の確保を不要とするため改正するものであります。

次に、第47条第3項につきましては、みなし保育士に准看護師を追加するための改正であります。

次に、本則に次の1章を加えるということで、「第6章雑則（電磁的記録）」といたしまして、第49条の追加につきましては、書面に代えて電磁的記録による方法を認める規定が追加されたことから、本条例につきましても、基準省令に合わせ改正するものでございます。

具体的には、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めるための改正するものでございます。また、利用者の利便性向上や家庭的保育事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、電磁的方法により対応を原則として認めることとするため追加するものでございます。

30ページをお開きください。

次に、附則第2条から第3条につきましては、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理により行う必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年とするため改正するものであります。

次に、附則に見出し及び4条を加えるということで、31ページにかけてとなります。附則第6条から第9条につきましては、利用定員が2人以上のものに限り、保育所並びに小規模保育事業A型及び事業所内保育事業を行う事業所における保育所の保育士の数について、待機児童を解消するため受皿拡大が一段落するまでの間、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くこともできる特例を設けるための改正であります。

31ページになります。

附則といたしまして、改正後の条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第11、議案第9号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、敬老祝金の給付年齢を見直しすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第9号柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

33ページをお開きください。

柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例につきましては、柳津町における敬老祝金支給対象者の現状等を鑑み、第2条受給資格の第1号中の9月15日現在の敬老祝金の支給対象者年齢を「79歳」から「80歳」に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日施行とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

今、出された条例なんですけど、この前も、何年か前に改正があったと思うんですが、それ以来、どのくらいたっていますか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

前回の改正が平成31年、令和元年度からということで、一応3か年経過しております。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうしますと、またその頃になれば……

○議長

起立して質問してください。

○8番

その頃になれば、また改正しなければならぬ状況になるというような見通しの下に行われていると理解していいんですか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

一応、町のほうといたしましては、今後の高齢化率、高齢者の推移、人口の推移、あと近隣町村のこういった敬老祝金等の支給の状況、こういったものを鑑みまして、3年に一度、見直しを図っていきたいというような方向で進めておりますので、また、3年後につきましては、状況等を鑑みながら進めていきたいと考えております。

以上です。（「いいです。分かりました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「柳津町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議案第10号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、給水区域を見直しすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第10号柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

35ページをご覧ください。

本議案につきましては、柳津町簡易水道事業に係る変更認可に伴い、計画給水人口及び日最大必要とされる給水量、併せて、給水区域が変更となるものでございます。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するもので、別表第1を次のように改めるものでございます。

左から、名称につきましては、柳津町簡易水道で変更はございません。

計画給水人口につきましては、現行3,350人から「2,876人」に改めます。

日最大給水量につきましては、現行1,450立米から「1,335立米」に改めるものでございます。

給水区域の給水地区につきましては、今回、新たに追加し、施設を含めた給水すべく区域全体を「柳津地区」といたします。大字につきましては、変更はございません。字につきましては、この機に給水を必要としない場所、給水できない場所、さらに、新たに給水が必要となる場所について削除、追加を行い、給水区域の必要な字に改めるものでございます。

39ページをご覧ください。

附則です。この条例は公布の日から施行いたしたく、議案第10号の補足説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、議案第11号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第11号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第11号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

41ページをお開きください。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

第2条第2項から第5条の2見出し及び第6条の改正内容につきましては、規定の明確化を図るため、それぞれに文言及び参照する条項等を改正するものであります。

第5条の2、第1号並びに第13条第1項及び第23条第1項の改正内容につきましては、法改正に合わせてそれぞれに文言等を改正し、第23条第1項に次の1項を加えるということで、41ページ、下段から42ページ、上段になりますが、第23条第2項につきましては、未就学児に対する保険税を減額するという改正になります。未就学児の保険税を減額することで、小さな子供のいる現役世代への負担を減らす目的で実施するものであります。

具体的な改正内容につきましては、未就学児に係る均等割保険税について、その5割軽減をするものであります。ただし、世帯が基準所得以下で均等割保険税の軽減を受ける場合につきましては、軽減後の保険税から5割軽減することとなります。

42ページになります。

第23条第2項第1号の内容につきましては、基礎課税額の均等割額2万7,000円に関わる

軽減額を示しております。アにつきましては、7割軽減世帯で2万2,950円を軽減額とするものであります。同様に、イにつきましては5割軽減世帯で2万250円を、ウにつきましては2割軽減世帯で1万6,200円を軽減額とするものであります。エにつきましては、軽減対象外のため、2万7,000円の5割分である1万3,500円とするものであります。

第23条第2項第2号の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額について、均等割額8,600円に関わる軽減額を示しております。アにつきましては、7割軽減世帯で7,310円を軽減額とするものであります。同様に、イにつきましては5割軽減世帯で6,450円を、ウにつきましては2割軽減世帯で5,160円を軽減額とするものであります。エにつきましては、軽減対象外のため、8,600円の5割分である4,300円とするものであります。

第23条の2から附則第12項までの改正内容につきましては、法改正に合わせて文言並びに参照する条項等を改正するものであります。

附則第1条につきましては、令和4年4月1日施行といたします。ただし、第2条第2項から第5条の2見出し及び第6条の改正内容につきましては、公布の日から施行するものであります。

附則第2条につきましては、附則第1条ただし書に規定する改正のみ令和4年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度以前の国民健康保険税につきましては、改正前の規定を適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時15分といたします。（午前11時07分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

○議長

日程第14、議案第12号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、消防団員の処遇を改善するため、報酬を年報酬と出動報酬とすること並びに報酬の額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第12号柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

柳津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。なお、今回の改正につきましては、消防長官より消防団員の報酬等の基準の策定等について通知があり、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準策定など、消防団員の処遇改善に向けた

措置が示されたことから、条例の一部を改正するものであります。

まず、第15条第1項及び第2項中の規定の中に、消防団員の出動報酬の支給につきまして必要な文言を加えるものであります。

次に、第16条第1項中「3」を「4」に改めるとありますのは、参照する別表を変更するものであります。

次に、別表第1中「印」を削るとありますのは、団員が加入する際の宣誓書の様式にあります押印について廃止するものであります。

次に、別表第2については、これまで報酬額について別表により団員の報酬額を定めておりましたが、これを年額報酬額とし、さらに団員の年報酬を「2万4,000円」から「3万6,500円」に改めるものであります。

次に、別表第3の改正につきましては、新たに団員の出動報酬を創設しまして、水害や火災、地震などの災害が発生した場合、日額8,000円を支給するものであります。ただし、4時間未満の場合は4,000円と定めるものであります。

次に、別表第4につきましては、団員の費用弁償額について定めているものでありますが、区分の文言について修正をしているものでありまして、金額に変更はございません。

なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

まず、お聞きしたいことは、団員数が十分に足りているという状態ではないと思いますが、これを上げることによってどの程度、増えたりするのか。どう思っておられるのか、お聞きいたします。

そして、説明の中に入っていた何かの、言われたから何とかという話があったみたいなんですけど、そういうことは町独自の考えとしてこういうことをやるということは不可能なんですか。できないのかどうか。これが悪いということではないですが、そういう考え方そのものがまずいんでないかと。言われたからやる、言わんねからやんねなんて、そういうことではいかがなものかというふうに思うわけでありまして。その点についてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

団員数につきましては、現状としまして定員には達しておりませんが、今回の改正によりまして年報酬では、当初予算にも計上してありますけれども、230万円ほど増額となっているところでございます。

それから、今回の改正については通知により改正したということでご説明しましたが、言われたからやるのではなくて町独自でということかと思うんですけども、町の財政状況もありますので、これにつきましては、会津坂下支部管内統一しまして改正をしているところでありますので、ご了承いただければと思います。

以上であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

団員が増える、増えないかということ、予算特別委員会の審議の中でちょっと申し上げたことがあるんですが、ちょうど少子高齢化の少子をどうするかということに関連することでもある、それと似たような感じがするんですね。この前も妊娠したから何人妊娠したんだ、それを健康から増えてどうなんだということがあったんですが、それもちょうどそういう政策、子育てをどうするか、増やす、増やすということの考え方と必ずしも政策とが一致しない面があるのではないかと。団員の問題もそういうことに似ているような感じがするわけで、団員数が少ないということよりも、消防へ入ってもらう人が少ないということでもありますから、それはもう十分に考えた場合に、これを通すことによって万全になるという、人数的に多くなっていくということは難しいんでないかと思いますが、その点をどのように捉えておられるか。

以上です。

○議長

8番、荒明議員からは、この措置によって団員の確保が見込まれるのかどうかという質問でありますので、その点について総務課長から答弁を求めます。

○総務課長

ただいまのご質問でありますけれども、今回の改正については、消防団員の処遇の改善ということでありまして、少しでも多くの方に消防団員のほうに入っていただきたいという希望もあります。あとは、町のほうでも区長会等を通じまして消防団員の入団につきまして説明をしたり、町内企業に勤めている方につきましても町の消防団のほうに入れるような措置もしておりますので、こういったことで少しでも団員が増えればいいのかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

やめます。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第15、議案第13号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町過疎地域持続的発展計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

みらい創生課の天野です。よろしくお願いいたします。

それでは、柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について、補足してご説明申し上げます。46ページをお開きください。

変更対比表でございます。なお、この計画につきましては、令和3年から令和7年までの計画でございます。

変更点につきまして、まず、基本的な事項について、越後三山只見国定公園に10月29日に編入されましたので、その文言を一部修正してございます。

続いて、産業の振興について、事業計画の中に「情報発信拠点施設整備事業、赤べこ工房の運営」を新たに追加してございます。

続いて、47ページをご覧ください。

交通施設の整備、交通手段の確保の推進についてでございます。本文21ページを一部修正してございます。併せて、事業計画について、道路ストック総点検事業の内容の一部修正、また、新たに「野老沢新町線改良事業」、「町道屋敷添南沢線整備事業」、「只見線鉄道施設等推進管理運営費負担金事業」を新たに追加してございます。

次のページをご覧ください。

生活環境の整備については、その対策の中に本文中、「簡易水道・下水道事業について」の文章を一部追加してございます。

続いて、事業計画の中の水道施設の中に「簡易水道改良事業」を新たに追加してございます。また、その他の区分につきましては、急傾斜地崩壊防止対策事業の内容の一部修正、また、「その他」について「公営企業法適用化事業」を新たに追加してございます。

49ページをご覧ください。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分について、事業計画の中に「高等学校等就学給付金支給事業」を新たに追加してございます。また、本文33ページ、公共施設等総合管理計画等との整合の内容について、簡易水道と下水道の内容から保育所施設についての内容に修正してございます。

教育の振興の区分について、事業計画の中に「B&G艇庫管理運営事業」、内容としまして「B&G艇庫改修」を新たに追加してございます。

続いて、50ページをご覧ください。

地域文化の振興等についてでございます。現況と問題点、指定文化財一覧について、表記と一覧の順序を変更してございます。また、本文43ページ、公共施設等総合管理計画等との整合については、集会施設の内容から「美術館施設について」に一部内容を変更してございます。

再生可能エネルギーの利用の推進については、現況と問題点等、表記を一部修正してございます。

続いて、51ページをご覧ください。

その他地域の持続的発展に関し必要な事項の区分でございます。事業計画の中に新たに「只見線鉄道施設等維持管理運営費負担金事業」及び「高等学校等就学給付金支給事業」を新たに追加してございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「柳津町過疎地域持続的発展計画の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第16、議案第14号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第14号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、補足して申し上げます。

55ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画変更対比表でございます。左が変更前、右が変更後となっております。

まず、猪鼻辺地でございます。猪鼻辺地につきましては、大字細八、大柳、猪倉野、軽井沢の全部でございます。まず、総合整備計画で、世帯数を53戸、人口を141人に変更してございます。また、事業について、町道屋敷添南沢線整備事業を新たに追加し、事業費を3,750万円、うち辺地の予定額を同額3,750万円、追加してございます。合計として事業費3,000万円から6,750万円に、辺地の予定額についても同様に3,000万円から6,750万円に変更してございます。

58ページをお開きください。

続いて、麻生辺地でございます。麻生辺地につきましては、大字飯谷の部分でございます。

総合整備計画書中、人口53人、また、文章を1文追加してございます。

続いて、61ページをご覧ください。

西山西部辺地でございます。この辺地につきましては、冑中、芋小屋、大成沢、琵琶首の全部でございます。まず、総合整備計画書中、世帯数を91戸、人口201人と変更してございます。また、文言の一部を修正してございます。続いて、事業につきましては、新たに橋梁修繕事業として大成沢地区の橋梁修繕工事、事業費800万円、うち辺地の予定額800万円を新たに追加してございます。また、簡易水道改良事業として、大成沢地区の水源地浄水場改良工事を新たに追加し、事業費を3億4,920万9,000円、辺地の予定額につきましては9,428万7,000円を新たに追加してございます。合計しまして、事業費2,930万円が3億8,650万9,000円に、辺地の予定額につきましては2,890万円から1億3,118万7,000円に変更してございます。

続いて、64ページをご覧ください。

西山東部辺地についてでございます。東部辺地につきましては、久保田、牧沢、四ツ谷の全部でございます。総合整備計画書中、世帯数を95戸、人口を191人と変更し、文章を1文追加してございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第17、議案第15号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」

日程第18、議案第16号「令和3年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第19、議案第17号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第20、議案第18号「令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第21、議案第19号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第22、議案第20号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第23、議案第21号「令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第24、議案第22号「令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第25、議案第23号「令和3年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第26、議案第24号「令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要額の見込みによる歳入歳出予算及び繰越明許費の設定並びに地方債の補正であります。

次に、議案第16号「令和3年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第17号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理

由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第18号「令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第19号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第20号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第21号「令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定であります。

次に、議案第22号「令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第23号「令和3年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第24号「令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

なお、総務課長の説明途中にはなりますが、正午を見計らい休議とします。

では、総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第15号から24号まで補足してご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、歳入では額の確定、あるいは、歳入見込みによる補正となっております。また、歳出では事業完了による額の確定、あるいは、執行見込みによる補正をお願いするものであります。

それでは、議案第15号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ8,229万9,000円を減額し、それぞれ41億6,841万9,000円とするものでございます。

次に、第2条では繰越明許費を、第3条では地方債補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費であります。

まず、総務費の総務管理費、支所地区公共施設再編事業で6,412万4,000円。

次に、戸籍住民基本台帳費、住民票・印鑑証明登録事業で272万8,000円。

次に、農林水産業費の林業費、ふくしま森林再生事業で2,142万円。

次に、土木費でございます。道路橋梁費、道路維持管理事業で180万円、五疊敷大成沢線改良事業で3,938万5,000円、道路ストック総点検事業で225万円、安久津4号（仮称）新設事業で4,850万円。

次に、土木費の河川費、河川維持事業で458万1,000円。

合計8事業で1億8,478万8,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次のページにいきまして、第3表 地方債補正であります。

こちらにつきましては、事業の確定、または、見込みに伴います地方債の補正となっております。

まず、消防施設整備事業でございますが、1,490万円から340万円減額しまして1,150万円とするものでございます。

次に、町道五疊敷大成沢線整備事業につきましては、6,150万円から460万円減額しまして5,690万円とするものであります。

次に、除雪機械整備事業であります。1,150万円から160万円減額しまして990万円とするものであります。

次に、消雪設備整備事業では、8,000万円から1,000万円減額して7,000万円とするものであります。

次に、トンネル修繕事業であります、3,850万円から620万円減額しまして3,230万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

地区集会所整備事業であります。こちらは、630万円から80万円減額して550万円。

次に、町道安久津4号線整備事業につきましては、2,470万円から110万円減額しまして2,360万円。

次の町道門前新田線整備事業であります、500万円から370万円減額しまして130万円。

次の町道八坂野細越線整備事業につきましては、270万円全額落としております。

次に、坂下厚生総合病院新築移転事業支援負担金事業については、6,800万円から180万円減額しまして6,620万円とするものです。

次の温泉供給施設整備事業820万円についても、全額落としております。

次のページに移りまして、レクリエーション施設整備事業、290万円から70万円減額しまして220万円ということで、合計5億6,466万円から4,480万円減額しまして5億1,986万円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入になります。

町税、町民税、法人で8万3,000円の増額見込みであります。

次に、軽自動車税、環境性能割で19万5,000円の増、種別割では35万9,000円の減ということで、見込みによるものでございます。

次に、町たばこ税でございますが、34万2,000円の収入見込み増であります。

14ページにいきまして、入湯税につきましては、27万9,000円の減額で見込んでおります。

次に、地方譲与税、自動車重量譲与税でございますが、775万6,000円の減で国からの通知によるものでございます。

法人事業税交付金、法人事業税交付金につきましても、218万9,000円の増ということで、国からの通知による増となっております。

次に、地方交付税であります、7,091万1,000円の増であります。普通交付税の再算定によりまして増額を見込んでおります。

次のページをお願いします。

分担金及び負担金、負担金であります。民生費負担金で36万7,000円の減、土木費負担金で36万円の減を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、使用料であります。土木使用料で285万1,000円の増、これにつきましては主に公営住宅の使用料分で増えております。次に、教育使用料では46万円の減ということで、収入見込みの減によるものでございます。

16ページにいきまして、手数料であります。総務手数料で5万8,000円の減、土木手数料で6万1,000円の減を見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で253万4,000円の減であります。実績見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

衛生費国庫負担金で46万円の減ということで、こちらも交付決定による減となっております。

次に、国庫補助金の分であります。総務費国庫補助金で7万3,000円の減、以下7目の消費費国庫補助金まで、トータルで389万3,000円の減となっております。全て実績、または見込みによる減ということでございます。

次の18ページにいきまして、国庫委託金であります。総務費国庫委託金で1万4,000円の増、民生費国庫委託金で6万5,000円の増であります。実績見込みによる増となっております。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で42万2,000円の減、次の衛生費県負担金で20万6,000円の減につきましては、事業費の減、それから、交付決定によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

次に、県補助金であります。総務費県補助金から次のページの教育費県補助金まで、全て減額であります。トータルで772万3,000円の減であります。実績見込みによる減、それから、交付決定によるものでございます。

次に、県委託金であります。こちらも、総務費県委託金から土木費県委託金まで全て減額でございますが、交付決定によるものでございます。

21ページにいきまして、財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で5万2,000円の増であります。収入見込み増によるものです。

寄附金であります。一般寄附金としまして324万5,000円の増であります。収入見込みの増でございます。

次に、繰入金、基金繰入金であります。まず、財政調整基金繰入金につきましては

1,800万円の減ということで、交付税の再算定による地方交付税の増、それから、執行残等により1,800万円の取崩しを見ておりましたけれども、取り崩さなくても予算を組めるということで、今回、全額落としているところであります。

雇用対策基金繰入金480万円の減につきましては、実績による減となっております。

地域づくり推進基金繰入金についても、200万円の減ということで全額減額をしているところです。

次のページにいきまして、子ども子育て基金繰入金で45万円の減、次の森林環境譲与税基金繰入金で143万7,000円の減、森林環境整備基金繰入金で220万円の減につきましては、実績による減となっております。

次の土地開発基金繰入金4,684万2,000円の減につきましては、土地会計の実績によりまして全額減額をしているものでございます。

減債基金繰入金については、2,000万円減ということで取崩しをしないということでございます。

次に、諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金2万5,000円の増ということで、実績見込みによる増です。

次に、雑入で904万1,000円の増であります、こちらにつきましては、それぞれ増減はありますけれども、収入見込みによるものでございます。

23ページにいきまして、町債です。まず、土木債では3,070万円の減、消防債で340万円の減、衛生債で180万円の減、観光商工債で890万円の減ということで、トータル4,480万円の減ということで、全て事業の完了または完了見込みによる減となっております。

次のページをお願いします。

歳出になります。

まず、議会費、議会費であります、298万8,000円の減ということで、こちらは全て支出見込みによる減となっております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で417万8,000円の減であります。次のページの委託料の部分でありますが、例規集整備管理委託料で108万5,000円の増とありますのは、年間約80件の条例や規則などの改正を見込んで契約をしておりますが、今年度については133件の改正ということで増額の補正をお願いするものでございます。

次に、文書広報費につきましては、28万1,000円の減ということで見込みの減でございます。

財政管理費につきましては、308万2,000円の増であります。次のページになります。積立金5,000万円ということで、減債基金積立金であります。町債の償還に必要な財源を確保するために基金に5,000万円の積立てをするものでございます。繰出金については、4,684万2,000円減額ということで、事業費確定による減ということでございます。

次に、財産管理費では2万2,000円の所要減ということであります。

次に、企画費であります。1,450万3,000円の減であります。主に委託料と次のページの負担金補助及び交付金の部分で大きく減となっております。

次に、支所及出張所費335万8,000円の減であります。こちらも実績、それから、支出見込みによる減となっております。

29ページにいきまして、交通安全対策費17万円の減ということで、見込みによる減となっております。

後継者緊急対策費で74万5,000円の減につきましても、コロナの影響によりまして事業中止ということで減額をするものです。

次に、電算管理費768万4,000円の減であります。実績、それから、支出見込みによる減となっております。

次のページの行財政改革推進費についても、所要減ということで落としております。

庁舎管理費で35万円の増であります。需用費で52万円の増となっております。修繕費につきましては、庁舎の空調設備の修繕費用でございます。それから、光熱水費につきましては、電気料等の値上げ等によりまして不足が生じるということで補正をお願いするものです。

次に、町民バス管理費については、財源補正となっております。

次のページをお願いします。

総務費、徴税费、徴税総務費で61万2,000円の減であります。見込みによる減、賦課徴収費で30万円の減ということで、同様の内容です。

次に、戸籍住民基本台帳費であります。90万8,000円の増でございます。この中で、委託料で222万8,000円の増ということで、この中のシステム改修委託料でございます。住基システムの転入・転出ワンストップサービス対応のための委託料ということでございます。

次のページにいきまして、選挙費であります。選挙管理委員会費で15万円の減、こちらは見込みによる減となっております。次に、衆議院議員選挙費で176万5,000円の減につきましては、執行残について全て減額をしております。

33ページにいきまして、統計調査費であります。18万2,000円の減ということで、見込み

による減となっております。

次のページの監査委員会費であります、4万3,000円の所要減ということでもあります。

次に、民生費、社会福祉費……（「総務課長」の声あり）

◇

◇

◇

○議長

ここで休議といたします。

民生費からの説明については、午後1時から。

13時再開といたします。（午後0時00分）

○議長

それでは、議事を再開します。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

総務課長に、引き続き、民生費から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、3款民生費から説明してまいります。

34ページをお願いいたします。

社会福祉費、社会福祉総務費で13万6,000円の増であります。これにつきましては、主に繰出金の部分で国保事業勘定への繰出金で増額となっております。

次に、老人福祉費であります、727万1,000円の減であります。こちらにつきましては、実績による減、それから、見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

国民年金費であります、6万8,000円の増であります。システム改修委託料の部分で増額ということでもあります。

次に、障害者福祉費で819万4,000円の減であります。こちらは全て支出見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

児童福祉費、児童福祉総務費で17万円の減であります、見込みによる減であります。

次に、柳津保育所運営費で164万6,000円の減につきましても、支出見込みによる減ということでございます。

次のページにいきまして、西山保育所運営費15万1,000円の減であります、この中の報償費20万円の増ということなんですけれども、これにつきましては、大変雪の日が多かったということで除雪の謝礼の部分になります。

次に、児童措置費で241万円の減、それから学童保育費で15万1,000円の減、母子福祉費で73万円の減につきましては、実績等による減となっております。

次のページにいきまして、衛生費であります。保健衛生費、保健衛生総務費で195万2,000円の減であります、こちらは主に負担金の部分であります。坂下厚生総合病院の負担金の確定に伴う減となっております。

予防費で464万9,000円の減であります、こちらは主に委託料の部分で支出見込みによる減となっております。

それから、環境衛生費であります、323万2,000円の減であります。こちらは、主に繰出金の部分で簡易水道特別会計への繰出金で減となっております。

次のページをお願いいたします。

母子保健費であります。216万円の減ということで、支出見込みによる減となっております。

次に、清掃費であります。塵芥処理費で48万4,000円の減、衛生処理費で64万円の減ということで、見込みによる減ということであります。なお、衛生処理費につきましては、滝原のごみ処理場の負担金の部分であります、計画の変更に伴い、令和3年度については負担金がなくなったものでございます。

次に、40ページにいきまして、農林水産業費、農業費であります。農業委員会費で30万4,000円の減、農業者年金事務費で2万5,000円の減ということで、見込みにより減でございます。

次に、農業振興費であります。1,432万4,000円の減であります、こちらは、主に地域おこし協力隊の募集をしておりましたけれども応募がなかったことと次のページの負担金補助及び交付金の部分で大きく減となっているものでございます。

42ページにいきまして、農地費であります。147万9,000円の減ということで、実績による減でございます。

次に、地域農政特別対策事業費67万5,000円の減ですが、見込みによる減でございます。

農村総合整備費77万4,000円の減につきましては、繰出金、特別会計への繰出金で減となっております。

国土調査費については、1万4,000円の減ということで見込みによるものでございます。

次のページにいきまして、林業費であります。林業総務費で28万1,000円の減ということで見込みによる減でございます。

林業振興費672万3,000円の減につきましては、実績見込みによる減となっております。

次のページにいきまして、林道維持費で452万2,000円の減でございますが、緊急雇用の事業完了による減となっております。

次に、商工費であります。商工費の商工振興費で435万7,000円の減であります。実績見込みによる減であります。主に、次のページの負担金補助及び交付金で減となっております。

次に、観光費であります。2,194万5,000円の減ということで、実績見込み等による減となっております。

47ページをお願いいたします。

土木費であります。土木管理費、土木総務費で5万4,000円の減につきましては、額の確定による減であります。

次に、道の駅管理費で77万円の減ということで、支出見込みによる減でございます。

次のページにいきまして、道路橋梁費であります。道路維持費で972万1,000円の増であります。こちらは、大雪の影響によりまして出動時間等の増などによりまして大きく補正増となっております。主に報酬で650万円、需用費で1,255万6,000円、使用料及び賃借料で100万円の増ということで、それ以外については支出見込みの減によるものでございます。

次に、道路新設改良費609万6,000円の減であります。額の確定による減が主なものでございます。

次のページにいきまして、河川費であります。河川総務費で78万9,000円の減であります。額の確定及び支出見込みの減によるものでございます。

次に、都市計画費で下水道費291万6,000円の減であります。繰出金の部分で減となっております。

次のページにいきまして、住宅費の公営住宅管理費では、211万2,000円の減であります。

この中の負担金補助及び交付金ということで17万1,000円の増であります。住宅の空き家分の負担金ということでございます。

次に、公営住宅整備等事業費で79万7,000円の減であります。こちらは柳ヶ丘集会所の事業費確定による減となっております。

次に、消防費、消防費、非常備消防費で212万6,000円の減であります。支出見込みによ

る減となっております。

次のページにいきまして、消防施設費で535万1,000円の減であります、額の確定による減、防災費につきましては76万7,000円の減ということで、こちらも額の確定及び支出見込みによる減となっております。

次のページ、教育費であります。教育総務費、教育委員会費で30万4,000円の減ということで支出見込みによる減、事務局費につきましては846万4,000円の減ということで、額の確定及び支出見込みによる減でございます。

次の54ページをお願いします。

教員住宅管理費につきましては、財源補正となっております。

次に、小学校費の柳津小学校管理費で44万8,000円の減であります、この中の需用費の部分につきまして63万5,000円の増であります、修繕費ということで教室の照明、暖房機の修繕費ということであります。光熱水費につきましては、電気代等の所要増ということでございます。

次に、西山小学校管理費につきましては、46万7,000円の減ということで、額の確定及び見込みによる減でございます。

次のページにいきまして、柳津小学校教育振興費252万7,000円の減であります、額の確定及び見込みによる減でございます。

次のページ、西山小学校教育振興費で99万3,000円についても、同様の理由でございます。

次に、中学校費であります。会津柳津学園中学校管理費で133万6,000円の減であります、こちらも額の確定、また、見込みによる減でございます。

57ページにいきまして、会津柳津学園中学校教育振興費で146万6,000円の減ということで支出見込みによる減でございます。

58ページにいきまして、社会教育費の社会教育総務費で197万3,000円の減であります、コロナウイルスの影響による事業中止、それから、支出見込みの減によるものでございます。

次のページにいきまして、公民館費であります。105万円の減ということで、こちらもコロナの影響等による事業中止、支出見込みの減によるものでございます。

次に、文化財管理費については、39万3,000円の減ということで支出見込みの減によるもの、次のページの活性化施設管理費については財源補正となっております。

美術館管理費については、205万4,000円の減ということで、こちらも事業の中止、また、支出見込みの減によるものでございます。

美術館事業費では557万円の減ということで、同様の理由でございます。

次のページにいきまして、保健体育費、保健体育総務費で49万3,000円の減につきましても、支出見込みの減によるものでございます。

次のページの学校給食費で140万2,000円の減であります。こちらも支出見込みによる減となっております。

次のページにいきまして、運動公園管理費で100万5,000円の減であります。支出見込みの減によるものでございます。

次に、災害復旧費であります。町単独災害復旧費、農地等災害復旧費で80万5,000円の減であります。支出見込みの減。

次のページにいきまして、公債費の元金で8,059万3,000円の増であります。今回の補正予算で歳入歳出の差引きを見たときに残額が大きいということで、繰上償還をしまして今後の負担を減らしたいということでございます。

予備費で169万2,000円の増額補正をするものです。

71ページをお願いします。

議案第16号令和3年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ4,684万4,000円を減額し、それぞれ1万6,000円とするものでございます。

76ページをお願いします。

歳入であります。

諸収入、雑入で2,000円の減で、所要減でございます。

繰入金的一般会計繰入金では、4,684万2,000円の減でございます。こちらについては、事額の確定によりまして全額減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

団地造成費の宅地造成費で4,684万4,000円の減でございますが、こちらは主に委託料と公有財産購入費の部分でございますが、事業の見直しによる減となっております。

78ページをお願いします。

議案第17号令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、まず、事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,361万7,000円を追加し、それぞれ4億9,640万円とするものであります。次に、施設勘定におきましては、歳入歳出そ

それぞれ845万1,000円を減額しまして、それぞれ5,748万1,000円とするものであります。

83ページをお願いします。

まず、歳入であります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税であります。補正額4,000円ということで、各項目について見込みを立てましてトータルで4,000円の増を見込んでおります。

次のページをお願いします。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で1,287万1,000円の増であります。こちらは普通交付税等の交付見込みによる増となっております。

次に、繰入金であります。一般会計繰入金で53万9,000円の増であります。こちらは額の確定、それから、見込みによる増となっております。

次に、国庫支出金の国庫補助金、国民健康保険災害等臨時特例補助金で20万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、コロナウイルスの影響による国保税の減免部分に対する補助金となっております。

次のページにいきまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で3万8,000円の増でございます。主に職員手当の部分でございます。

次に、徴税费、納税奨励費で15万円の減ということで、見込みによる減でございます。

次に、運営協議会費であります。10万9,000円の減ということで、見込みによる減でございます。

次のページにいきまして、保険給付費、一般被保険者療養諸費、一般被保険者療養給付費で1,300万円の増、一般被保険者特定療養費では10万円の減ということで、こちらも支出見込みによるものでございます。

次に、国民健康保健事業費納付金、1項の医療給付分、次の2項の後期高齢者支援金等分、次のページの介護納付金分ということで、こちら全て財源補正となっております。

次に、4款の保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。55万2,000円の減ということで見込みによる減となっております。

次に、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、償還金で17万9,000円の増ということで、過年度分の負担金の確定による返還金となっております。

次に、繰出金でございます。2万7,000円の減ということで、特別会計への繰出金の部分でございます。

次のページにいきまして、予備費であります。133万8,000円の増額を見込んでおります。
98ページをお願いします。

施設勘定の歳入になります。

診療収入、外来収入であります。トータル907万4,000円の減であります。収入見込みを立てまして、内科その他の診療報酬を除きまして減額で見込んでおります。

次に、繰入金であります。特別会計繰入金ということで2万7,000円の減で見込んでいるところでございます。

次のページにいきまして、諸収入の雑入で65万円の増であります。新型コロナウイルスワクチン接種に係る協力金ということでございます。

次のページにいきまして、歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で80万2,000円の減であります。その中の職員手当、共済費につきましては増額ということで、会計年度任用職員分でございます。

次に、内科研究費では、6万7,000円の所要減ということであります。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用衛生材料費で725万9,000円の減であります。支出見込みによる減となっております。

次のページにいきまして、予備費であります。32万3,000円を減額するものでございます。
107ページをお願いします。

議案第18号令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、それぞれ5,211万5,000円とするものでございます。

112ページをお願いします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料の後期高齢者医療保険料で59万4,000円の増であります。保険料の見込みを立てましてトータルで増額の補正を見込んでおります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金では、6万7,000円の減ということで交付決定による減でございます。

次に、諸収入、延滞金、加算金及び過料、延滞金で7万6,000円の収入見込み増をしているところでございます。

次のページ、歳出になります。

広域連合納付金の保険料等負担金では60万9,000円の増ということで、支出見込みの増を

見込んでおります。

予備費につきましては、6,000円の減で見込んでおります。

114ページをお願いします。

議案第19号令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ387万4,000円を減額し、それぞれ5億9,895万2,000円とするものでございます。

119ページをお願いします。

歳入であります。

保険料、介護保険料でございますが、64万4,000円の増でございます。保険料につきましては見込みを立てまして増額を見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金では、95万8,000円の減であります。こちらは実績による減を見込んでいるものでございます。

次に、国庫補助金であります。こちらは全て、調整交付金から次のページの特別調整交付金までありますが、実績見込みによるものでありまして、トータルで709万5,000円の増額を見込んでおります。

次に、支払基金交付金であります。介護給付費交付金で801万9,000円の減、地域支援事業交付金で32万6,000円の減ということで、こちらも収入見込みによる減でございます。

次に、県支出金、県負担金の介護給付費負担金で59万9,000円の減につきましても、見込みによる減ということでございます。

次のページにいきまして、県補助金の部分でございます。地域支援事業交付金ということでそれぞれ減額で、トータル14万1,000円の減ということで収入見込みによる減でございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金であります。こちらも、介護給付費繰入金から次のページの地域支援事業繰入金まで全て減ということで、収入見込みによる減となっております。トータルで157万円の減となっております。

123ページにいきまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で52万8,000円の減でございます。この中の共済費については、所要増ということでございます。

次に、介護認定審査会費、介護認定調査等費ということで18万1,000円の増であります。支出見込みの増によるものでございます。

次のページをお願いします。

保険給付費、介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費から9目の地域密着型介護サービス給付費までトータルで162万2,000円の増となっております。今後の支出見込みによりまして補正をお願いするものでございます。

125ページにいきまして、高額介護サービス等費ということで、高額介護サービス費では61万7,000円の増、高額医療合算介護サービス費では44万7,000円の減ということで、トータル17万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、保険給付費の特定入所者介護サービス等費ということで、特定入所者介護サービス費では199万1,000円の減、特定入所者介護予防サービス費では4万円の減ということで、トータル203万1,000円の減を見込んでいます。

次に、介護予防サービス等諸費であります。16万2,000円の見込みの減でございます。

次のページをお願いします。

こちらと同じ項でございますが、こちらも全て減ということで、トータルで147万3,000円の減となっております。

次に、保険給付費のその他諸費であります。審査支払手数料で1万9,000円の増ということで実績見込みによる増でございます。

次のページにいきまして、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費でございますが、介護予防ケアマネジメント事業費から一番下の地域ケア会議推進事業費まで、トータルで69万4,000円の減で見えております。支出見込み、また、実績見込みによる補正をお願いするものでございます。

次のページにいきまして、介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、介護予防・生活支援サービス事業費で185万8,000円の減、介護予防ケアマネジメント事業費で13万1,000円の増ということで、実績見込み等による補正となっております。

次に、一般介護予防事業費でございますが、一般介護予防事業費で67万4,000円の減であります。こちらは支出見込みによる減となっております。

次のページにいきまして、その他諸費でございますが、審査支払手数料、財源補正となっております。

予備費で126万1,000円の増額をするものでございます。

134ページをお願いします。

議案第20号令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ416万4,000円を減額し、1億6,341万6,000円とするものであります。

139ページをお願いします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金の加入負担金で26万4,000円の減であります。収入見込みの減によるものでございます。

次に、使用料及び手数料、使用料、簡易水道事業使用料では、59万6,000円の減を見込んでいます。

次に、手数料、簡易水道手数料では、9万9,000円の収入見込みの減でございます。

次のページにいきまして、繰入金であります。一般会計繰入金で319万9,000円の減、基金繰入金で6,000円の減ということでございます。

次のページ、歳出になります。

簡易水道事業費の簡易水道事業費で416万4,000円の減ということで、こちらは全て支出見込みによる減ということでございます。

145ページをお願いします。

議案第21号令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ102万2,000円を減額し、それぞれ8,386万6,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費をお願いするものでございます。

148ページをお願いします。

第2表 繰越明許費ということで、維持修繕事業で85万3,000円の繰越しをお願いするものでございます。

151ページをお願いします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で35万2,000円の減額を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、使用料、農業集落排水施設使用料では、22万6,000円の減額の見込みでございます。

次に、手数料の部分であります。農業集落排水施設手数料で1万1,000円の減でございます。

次のページにいきまして、繰入金、一般会計繰入金で43万1,000円の減額見込み、それか

ら、諸収入の延滞金加算金及び過料で1,000円、2項の雑入で1,000円ということで、所要減となっております。

次のページにいきまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で82万6,000円の減につきましては、共済費で4万7,000円、需用費で20万円の増ということですが、共済費については所要増、光熱水費については電気料金の増を見込んでおります。それ以外の項目については、支出見込みの減ということでございます。

次のページの予備費につきましては、19万6,000円の減で見込んでおります。

156ページをお願いします。

議案第22号令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ228万3,000円を減額し、それぞれ8,620万6,000円とするものであります。

161ページをお願いします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で70万4,000円の増であります。こちらは、下水道の加入負担金ということで増額見込みをしております。

次に、使用料及び手数料、使用料で公共下水道排水施設使用料では119万2,000円の増ということで、今後の収入見込みによりトータル増額補正を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、手数料でございますが、6,000円の増ということで見込みの増でございます。

次のページにいきまして、繰入金であります。一般会計繰入金では、291万6,000円の減ということで見込んでおります。

次に、諸収入の雑入であります。8万2,000円の減で見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、社会資本整備総合交付金では、118万7,000円の減ということで収入見込みによる減でございます。

次のページにいきまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費では、39万円の増であります。主に役務費で38万円の増、それから、積立金で70万4,000円の増ということですが、役務費については支出見込みの増によるものでございます。積立金70万4,000円の増につきましては、加入負担金分を積み立てるものでございます。

次に、下水道整備費、特定環境保全公共下水道整備事業費で237万2,000円の減であります
が、事業費確定によるものでございます。

次のページにいきまして、予備費でございますが、30万1,000円を減額するものでござい
ます。

165ページをお願いいたします。

議案第23号令和3年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ37万円を減額し、それぞれ313万5,000円とするものでござ
います。

170ページをお願いいたします。

歳入であります。

使用料及び手数料、使用料、簡易排水施設使用料で、2万7,000円の収入見込み減でござ
います。

繰入金で一般会計繰入金では、34万3,000円の減額見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、施設管理費、施設管理費で37万円の減ということでございます。

次に、172ページをお願いいたします。

議案第24号令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ30万4,000円を減額し、403万6,000円とするものでござい
ます。

177ページをお願いいたします。

歳入であります。

使用料及び手数料、使用料、林業集落排水施設使用料で2万6,000円の収入見込み減でござ
います。

次に、繰入金であります。一般会計繰入金では27万8,000円の減を見ております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で30万4,000円の減額でございますが、事業費の確定に
よる減となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、2点についてお伺いしたいと思います。

まず、45ページ、一般会計なんです、6款商工費の中の商工振興費、18節負担金補助及び交付金ということで、柳津町商工会運営補助金ということで200万円が減額になっております。これについては、どのような補助金だったのか。また、なぜ減額になったのかをお聞きしたいと思います。

2点目が、土地取得会計の、特会なんです、補正についてお聞きしたいと思います。団地造成費、宅地造成費の4,684万4,000円ということで、当初の予算が皆減ということになっております。予算の1年間の執行率ということの観点から見ると、業務内容ということであればもっと早くに補正も可能であったのではないかと考えておりますが、今般、3月の定例会まで減額補正をしないで置いておいた理由ということで、その点について、2点、お願ひします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

45ページの柳津町商工会運営補助金200万円でございますが、こちらは補正予算のほうで取らせていただきました。商工会館、商工会の会館の壁面の改修工事の部分でございますが、当初600万円ほどかかるということで3分の1につきまして補助していただきたいという申請があったものでございますが、町の補助金の規定というものがございまして、新たにできたものがあるんですが、数年前にできたものなんですけれども、そちらのほうで全事業費の10%未満、以下になった場合につきましては対象とならないという項目がありまして、今回、当初、200万円、200万円、200万円、3分の1を持ったわけですが、寄附金のほうが多く集まったということで、実際、10%を切ったと。町の補助金としていただきたい部分を切ったということで補助対象外ということで、なったということで、取下げ申請をいただいております。

ます。今回、取下げということで、3月になってしまいました、200万円全額を落とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

次に、土地取得事業。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、土地取得費の4,000万円のほうを細八の宅地造成が中止と決定されてからすぐに落とさなかったという理由につきましては、細八のほうは一旦、中止ということになりましたけれども、引き続き、宅地のほうは探すということで方向性が決まっておりました。それと併せまして、財源のほうに国費のほうを予算化しておりましたので、そちらの減額というほうで県のほうと協議をしていたということで、すぐには落とさずに3月の補正で落とさせていただいたということでございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、商工費のほうをもう一度、お聞きしたいと思います。

今、課長のお話であると、補助金の申請の金額がなかった、取下げになったんだよというような答弁だったと思うんですが、この外壁工事についての200万円というのは、私の記憶の中であれば、申請時に担当者間において事業内容をしっかり説明しましたかというような、私はお聞きした記憶がございます。こういった中で、しっかりお話ができなかったんだと、誤解がちょっとあった部分もありましたというような課長の答弁が、過去にあったように記憶しておりますけれども。今回、この200万円を実際、補正で上げて、またさらに減額するというのであれば、これは財源についても全く同じく執行部が、いわゆる課長、担当者、併せて商工会さんとの聞き取りに甘さがあったのではないかなというふうに思われますが、その点についてはどうですか。その点についてお聞きをしたいと思います。

土地取得については、可能性を少し残していたんだよというような今、みらい創生課長のお話でありましたけれども、ぎりぎりまで残すということであれば、やはり今までどの程度、宅地分譲ということについてアクションを起こしていたのか、その経緯についてお聞かせを願えればと。ただ残しておいたんだというのではなくて、こういうことで残しておきました

ということの詳細、分かる範囲でお聞かせを願いたいと思います。再度、お答えをお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

確かに補正時、補正予算を審議していただいたときに事前着工という部分がありまして、お叱りを受けたところでございます。また、詳細につきましても、事務同士のすれ違いがあったのではないかとということもありまして、その後、規定は前々からお渡しはしていたんですけれども、再度、その部分を説明いたしまして、10%ということになればそれはもうないよという話をしたところ、実際にどこまで寄附金が集まるか分からないという状況ではあったようでございますが、実際、蓋を開けてみれば、多額の寄附金が集まったということございまして、町の補助金としては10%を下回ってしまうため、落とすというか、申請を取り下げるといふ経緯でございました。打合せそのもの、やり取りというのは事務同士で、向こうに担当者もおりますので、やり取りはさせていただいておりました。

以上でございます。

○議長

次に、みらい創生課長。

○みらい創生課長

中止となってその後の動きと申しますと、引き続き、広い範囲での宅地のほうを航空写真とか地権者を調べながら探してはいたんですが……（「マイク。もう少しつけて」の声あり）引き続き、航空写真とか土地の地権者とかを確認しながら候補地というものを探してはいたんですが、なかなか適当な宅地、広い面積での宅地というのは探せない状況であります。

必要性ということなんですが、町のほうに問合せが来る案件としましては、新しく結婚するから例えば実家の近くに住みたいとか、子供が高校に通うようになったから駅の近くに住みたいとか、様々なニーズがあることが分かってきました。ですので、一固まりの宅地造成だけにこだわらず、ある程度の面積とかいろんな土地に散らばっての町で提供できる物件というものも模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

商工費については、了解しました。ただ、何度も同じことを言いたくありませんので、やはりそこら辺はしっかりと担当者間で打合せをしていただいで、各補助事業、補助金の交付決定に際しては、細心の注意を払って行っていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

最終的に、土地取得については、今回、本当に残念な状況であります。確かに若い方々というのの定住ということを考えれば、これは常に、町長の方針の中にもありますけれども、移住・定住というのは大きな柱でありますので、ぜひとも開発というか、選定には各課横断的に課長級でしっかりと話をしていただきながら、今後の宅地造成、そして、分譲地等々に向かって進んでいただきたいというふうに強く要望をして、終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

6 番、松村 亮君。

○6 番

私のほうからは、63ページの運動公園管理費の部分であります。10節需用費、60万程度落ちているというか、使いませんでしたよということなんですけれども、大変細かい話で恐縮であります。消耗品10万円、修繕費40万円、医薬費5万円程度なわけですが、実際、私も、ご承知のとおり、野球をやっています、グラウンドを使う機会が多々あります。そういった中で、近年では夏、非常に暑くてお水をまく機会があつたりするんですけれども、ホースとかを使えないパターンが結構散見されるというところあります。10万円も消耗品のお金が余るのであれば、そういったところを定期的に管理されている方が点検をして、当たり前のように使えるような状態にしておいていただきたいなと思っていたりはするんですけれども、その点について、まず伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

今ほどの松村議員の質問にお答えいたします。

議員、ご指摘のとおり、やはり施設利用の面に関しましては、利用者の皆様のニーズや状況をつぶさに把握していく必要があるかと考えております。散水のホースというお話でございましたが、確かにあちらのグラウンドにつきましては、大がかりな大規模修繕を行って以来、状態がよくないということも承知しております。そういった中におきまして、散水の重要性ということにつきましても、教育委員会としては把握しているところでございます。

今後、より利用しやすい環境を整えていくという観点から、様々な声に耳を傾けながら、よりよい施設利用提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

ありがとうございました。

しっかり見ておいてくださいといった反面、そうは言っても、目が行き届かない部分があるだろうというところでして、利用者から管理者に対してこういう備品が整っておりませんので購入の検討を願いますとか、そういうことをフレキシブルに対応するように私からも、私も利用者の1人なんですけれども、言うようにしたいと思えますし、役場としては、そういったものにきちんと耳を傾け即時に対応していただきたいと思えます。

スポーツのトップシーズンというのは、4月から始まって11月ぐらいには終わるわけですよ。なので、今の段階でこういうふうに、この需用費の部分で、執行率で言うと40%か50%ぐらいなんです。今の時期にこれを落とされてももったいないわけであって、11月まで滞りなく、スポーツ少年団の子供もいると思うんですけれども、そういう子たちが伸び伸びやれるように環境整備は大人としてしていきたいなと思うので、そういった点をお願いしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第16号「令和3年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第17号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第18号「令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第19号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第20号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第21号「令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第22号「令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第23号「令和3年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第24号「令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第27、議案第36号「権利の放棄について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第36号「権利の放棄について」提案理由を説明いたします。

本案は、債務者が破産申立てを行い裁判所による免責許可決定が確定したことから回収不能となったため、権利を放棄するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

それでは、議案第36号権利の放棄について、補足して説明を申し上げます。

本件における経過と内容については、令和2年5月12日に田村市から転入した吉田 恵氏が、軽井沢地区において居住を目的として空き家を改修したことにより柳津町空き家改修支援事業補助金に申請し、同年6月8日に町から補助金15万4,000円が吉田氏に交付されました。しかし、同年12月1日に柳津町から転出したため、同補助金要綱に基づいて1年未満の居住につき交付した補助金の全額返還を請求したところでございます。

しかし、吉田氏は請求に応じず、令和3年4月22日には、会津若松市の山口大輔法律事務所から吉田氏が債務整理を開始したという受任通知書を受け、本人への直接の連絡が不可能となった次第です。

その後、同年11月5日に吉田氏が破産手続を開始し、同時に破産廃止の決定を受けたため、町からは裁判所へ補助金返還請求権行使の意見書を提出いたしました。しかし、令和4年1月5日に吉田氏の免責が許可され、今回、請求権を放棄するに至ったものでございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号「権利の放棄について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第37号「工事請負契約の変更について」、追加日程第2、議員提出議案第1号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改定を求める意見書」の提出を求める陳情書」、追加日程第3、議員提出議案第2号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第37号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第37号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、無散水消雪配管工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第37号について補足説明をさせていただきます。

本工事は、令和3年6月11日に議決いただきました無散水消雪配管工事で所要の変更が生じたことに伴い、変更契約について議会の議決を求めるものでございます。

記。変更すべき事項。1、契約金額 7,057万6,000円です。

なお、当初の契約金額は5,500万円で、主な変更概要ですが、今回、工事区間ののり面の土砂崩落があった箇所の安全対策といたしましてガードパイプが延長されたこと、また、通学路があって、より安全なものに変更延長したものです。さらに、通学路の安全対策といたしまして、交通整理員の数量が増となりました。そのほか必要な変更を行い、実績精査といたしまして請負契約の変更、増額となったものでございます。

以上で議案第37号の補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定します。



○議長

追加日程第2、議員提出議案第1号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書」の提出を求める陳情書」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。



○議長

追加日程第3、議員提出議案第2号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

10番、齋藤正志君。

○10番（登壇）

議員提出議案第2号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議について、趣旨説明をいたします。

本案は、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始したことにより、一般市民を含めた多数の犠牲者を出し、独立国家の主権を踏みにじる暴挙を行っております。これは、明らかに国際法違反であり、併せて、国際社会の平和と安定の根幹を揺るがす行為であります。

柳津町議会は、今回の軍事侵攻に対し強く非難するとともに、軍の攻撃停止と即時撤退、国際法の遵守を強く求めるものであります。

なお、この決議は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣に提出するものであります。

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する非難決議」は、ただいまの説明のとおりであります。また、さきの議会全員協議会で協議されておりますので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、令和4年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠に疲れさまでございました。(午後1時58分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 松 村 亮

同 議員 田 崎 信 二